

基発第1010002号

平成20年10月10日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

電離放射線業務に従事した労働者に発症した「悪性リンパ腫」
に係る業務上外の認定について (回答)

平成19年9月7日付け大労収第1506号をもって協議のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

労働基準法施行規則別表第1の2第7号18に定める業務上の疾病として取り扱われたい。

基発第1010003号

平成20年10月10日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

電離放射線業務に従事した労働者に発症した「悪性リンパ腫」
に係る業務上外の認定について

今般、標記に関し、大阪労働局長から別紙1のとおり照会があり、別紙2のとおり
回答したので、了知されたい。



大労収第1506号
平成19年9月7日

厚生労働省労働基準局長 殿

大阪労働局長

電離放射線事案 ([REDACTED] 事案) に係る本省協議について

標記について、平成19年9月6日付け淀川基署発第506号をもって淀川労働基準監督署長より、別添のとおり意見照会がありましたので、本省での見解をご教示願います。

基発第1010002号

平成20年10月10日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

電離放射線業務に従事した労働者に発症した「悪性リンパ腫」
に係る業務上外の認定について (回答)

平成19年9月7日付け大労収第1506号をもって協議のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

労働基準法施行規則別表第1の2第7号18に定める業務上の疾病として取り扱われたい。